

備北消防だより



発行・編集／備北地区消防組合消防本部(三次市十日市中三丁目1番21号) 令和8年2月発行

備北地区消防組合消防本部・三次消防署は、 新庁舎へ移転します。



移転先：三次市十日市町10168-1

令和8年3月28日の移転に向けて、庁舎整備に取り組んでいます。

この新庁舎は、防災拠点としての機能に加え、住民の皆さまに常に親しみを持っていただけるように「開かれた消防」をコンセプトとして設計されています。

新たな拠点から、より一層の地域防災力向上と地域社会への貢献に努めます。

移転の詳細な日程等は、決定次第ホームページでお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

新庁舎に関する情報は、右のQRコード※からご覧いただけます。➡



落成式のお知らせ

日時：令和8年4月14日(火)10時～(予定)
主な催し：テープカット、消防音楽隊による演奏、
新庁舎内覧等
※どなたでもご自由に見学できます。

〔主な内容〕

- 春の火災予防運動
- 林野火災注意報・警報
- マイナ救急
- 子育て休暇
- 119番通報

春の全国火災予防運動が始まります

〔期間〕3月1日から3月7日まで

令和7年度 全国統一防火標語

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、社会全体での防火意識の向上を図るとともに、火災の発生を防止し、火災による被害の減少や財産の損失を防ぐことを目的としています。

全国の住宅火災の件数は、平成17年から令和2年まで減少を続けていましたが、令和3年からは増加に転じ、死者数も増加しています。

住宅火災の原因としては、電気を起因とする火災が増加傾向で、その中でも特に**リチウムイオン電池からの出火が全国的に増加しています**。リチウムイオン電池は身の回りの多くの機器に使用されていますが、取扱いや管理の方法を誤ると火災に至る可能性が高まります。使用に際しては取扱説明書をよく確認し、落下などの衝撃を与えないように十分注意するとともに、電池が膨らむなどの異状が少しでも見られた場合は使用をやめましょう。

火災予防には日常の心がけが何よりも効果的です。この運動をきっかけに、身の回りを確認し、火災の予防に努めましょう。



【写真】

令和7年秋の全国火災予防運動

第6回

幼年消防クラブ消防写生大会を実施しました

備北地区消防組合幼少年女性防火委員会では毎年、幼年期の火災予防思想の普及を図ることを目的として、幼年消防クラブを対象に消防写生大会を実施しています。

入選作品(50作品)の展示を行いますので、ぜひご覧ください。

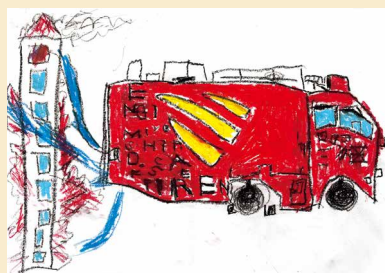
展示期間

協同組合サングリーン(1階)
令和8年2月4日(水)～
2月17日(火)

庄原市役所(1階)
令和8年2月18日(水)～
3月3日(火)



金賞(会長賞):きよたに ちさとさん
(敷信みのり保育所消防クラブ)



金賞(副会長賞):たになか けんしんさん
(みゆきこども園幼年消防クラブ)



金賞(副会長賞):かとう そうまさん
(小奴こども園わんぱく消防隊)



金賞(事務局長賞):そね かけるさん
(聖慈保育所幼年消防クラブ)



令和8年3月1日から 「林野火災注意報・警報」 制度が始まります

令和8年3月1日から、林野火災予防の実効性の向上を目的とした「林野火災注意報・警報」制度が始まります。

この制度は、林野火災を予防する上で注意を要する気象状況になった場合には「林野火災注意報」、更に危険な気象状況となった場合には「林野火災警報」を発令するもので、住民の皆さんは、注意報発令時は火災予防条例で定める「火の使用の制限」を守るように努め、警報発令時は「火の使用の制限」を守る必要があります。

林野火災の脅威や特徴、制度創設の背景

近年、全国各地で大規模な林野火災が起きています。令和7年2月に岩手県大船渡市では焼損面積が約3,370haに及ぶ火災が発生し、火災を鎮圧するまで約2週間かかりました。同年3月には岡山県や愛媛県でも大規模な林野火災が起きるなど、各地で深刻な被害をもたらしています。

林野火災は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風の吹く2月頃から5月頃にかけて多く発生する傾向があります。大規模化すれば人命や住宅への危険が高まるだけでなく、貴重な森林資源が焼失し、その結果、土砂災害等の二次災害の危険性が高まるなど、地域の安全に大きな影響を及ぼします。

こうしたことから総務省消防庁などが検討を進めた結果、火災予防条例が改正され、全国的に「林野火災注意報・警報」制度が始まることになりました。

発令の基準

注意報 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前3日間の合計降水量が30mm以下となったとき、または、前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

警報 林野火災注意報の発令中に、強風注意報が発表されたとき。

「火の使用の制限」について

注意報や警報の発令時に規制される「火の使用の制限」については次のとおりです。

- ① 山林や原野などで火入れをしないこと。
- ② 煙火を使用しないこと。
- ③ 屋外で火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外において、引火性又は爆発性の物品やその他可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰、火粉を始末すること。



発令状況の周知について

発令状況は、当組合ホームページ、音声告知放送、消防署や出張所への掲示板や懸垂幕の設置、消防車両等による巡回広報などにより、広く情報を発信する予定です。

あなたの命を守る「マイナ救急」



マイナ救急とは、救急隊員が傷病者の「マイナ保険証」を活用することにより、過去の受診歴や処方薬などの医療情報を迅速に確認できるシステムです。このシステムにより、搬送先病院の選定や救急車内・病院内での処置がスムーズになり傷病者の負担を軽減します。

マイナ救急の流れ

- ① 119番通報：指令員が傷病者のマイナ保険証の準備を依頼します。
- ② 同意の確認：救急隊員が傷病者本人や家族にマイナ保険証の提示を求め、傷病者本人に医療情報の閲覧についての同意を求めます。
※緊急を要する場合は、同意なしに医療情報を閲覧する場合があります。
- ③ 情報の閲覧：救急隊員がマイナ保険証を専用のタブレットで読み取り、医療情報を閲覧します。
- ④ 処置への活用：閲覧した情報を搬送先の選定や処置などに活用し、搬送先では事前に治療の準備が行われます。



マイナ救急の制度の概要は、総務省消防庁作成の動画でわかりやすく解説されています。



動画「あなたの命を守る
マイナ救急」

YouTube 消防庁動画チャンネル

マイナ救急にご理解とご協力をお願いします



令和7年中の火災発生件数 (速報値)

火災件数 71件
 死者 1人
 負傷者 8人
 損害額 156,152千円



火災種別

建物火災	27件
林野火災	8件
車両火災	4件
その他の火災	32件
合計	71件

火災原因

たき火	38件
ストーブ・こんろ	4件
電気関係	4件
その他・調査中	25件
合計	71件

令和7年中の救急出場件数

救急件数 4,851件
 搬送者数 4,563人
 1日平均 13.3件



救急件数内訳

急病	3,223件
一般負傷	822件
交通事故	223件
その他	583件
合計	4,851件

搬送者年齢別内訳

65歳以上	3,498人
18歳～64歳	846人
7歳～17歳	116人
6歳以下	103人
合計	4,563人

令和7年中の救助出動件数

救助件数 66件
 救助者数 38人



出動件数内訳

交通	30件
建物	8件
水難	5件
その他	23件
合計	66件

救助者数内訳

交通	11人
建物	7人
水難	5人
その他	15人
合計	38人

令和7年中のドクターヘリ活動状況

要請件数 68件
 活動件数 44件

ドクターヘリ活動件数

	広島県 ドクターヘリ	島根県 ドクターヘリ	鳥取県 ドクターヘリ	岡山県 ドクターヘリ
要請件数	34件	18件	15件	1件
活動件数	27件	6件	10件	1件

消防職員の給与などの状況について

職員の給与には、基本給としての給料と諸手当（扶養・住居・通勤・期末・勤勉手当など）があり、「三次市職員の給与に関する条例」を準用して支給しています。職員の給与の支給状況等は次のとおりです。

※この給与の状況のほか、人事行政の運営状況を当組合ホームページに掲載しています。

■ 人件費の状況（令和6年度決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
2,845,108千円	1,595,730千円	56.1%

※人件費に児童手当は含みません。

■ 職員の初任給（令和7年4月1日現在）

区分	決定初任給	
消防職	高校卒	194,500円
	大学卒	220,000円

■ 職員給与費の状況（令和6年度決算）

職員数 (A)	給与費 (単位：千円)				1人当たり給与費 (B/A) (単位：千円)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
215人	756,733	166,191	309,984	1,232,908	5,734

※職員手当には児童手当、退職手当は含みません。

■ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
消防職員	298,730円	333,290円	36.8歳

■ 期末・勤勉手当の状況（令和7年4月1日現在）

区分	当組合	国
期末手当	2.5月分	2.5月分
勤勉手当	2.1月分	2.1月分
合計	4.6月分	4.6月分

■ 消防職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	職名	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	消防士	42人	20.00%	183,500円	258,100円
2級	消防副士長	35人	16.67%	230,000円	308,500円
3級	主任	(3人) 59人	28.09%	265,300円	354,700円
4級	主査	42人	20.00%	298,800円	392,500円
5級	課長補佐・副署長・係長・主任主査	24人	11.43%	321,300円	398,200円
6級	課長・署長	7人	3.33%	355,200円	415,700円
7級	消防長	1人	0.48%	408,300円	450,900円

※三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※職員数の（ ）内は再任用短時間勤務職員です。構成比には含んでいません。

～消防防災科学技術賞受賞～

当組合管内で発生したラジコン草刈り機からの出火に対し、製造業者に改善指導を行い、製品の改善に至ったことが評価され当組合の職員が消防防災科学技術賞を受賞し、令和7年11月20日に東京都で行われた表彰式に出席しました。





消防士もパパとして成長中！ 家族との時間が仕事の力に！！

当組合では、職員が安心して子育てに取り組めるように、子育て休暇の取得を積極的に推進しています。この度、消防本部総務課の久保さんが子どもの誕生を機に子育て休暇を取得しました。「子育ては想像以上に大変でしたが、子どもの毎日の成長を間近で見れて本当にうれしかったです。職場の皆さんの理解と協力に感謝しています。」と笑顔で話していました。



総務課 久保さん

復帰後の久保さんは、以前にも増して仲間との連携や周囲への思いやりを大切にしているとのこと。「子育てを通して“相手を思いやる気持ち”が自然に強くなりました。職場でもその気持ちを忘れずに行動したい。」とより一層、職務に励んでいます。



総務課 石井さん

職場の上司や同僚も、久保さんの休暇中の子育てを温かく応援していました。「チームで支えあうのが消防の基本であり、家庭を大切にすることが結果的に良い仕事につながる。」と語るのは、上司の石井さんです。

当組合では、今後も職員が仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めていきます。誰もが安心して育児に関わり、笑顔で働ける職場を目指して。

“家族を守る力”が地域を守る力へとつながっています。



子育て休暇（お父さん・お母さん休暇）とは・・・

令和4年4月1日に運用が開始され、1歳6カ月未満の子どもを持つ職員が1週間単位で最大4週間取得できます。令和7年11月末現在の取得率は86%です。さらに、配偶者の出産に伴う休暇制度もあり、その取得率は75%となっています。

当組合では、子育て休暇及び出産に伴う休暇の取得率100%を目指します!!!

「安全の最前線」ーサングラス着用の新しい取組ー



屋外での活動や消防車両の運転の際に、職員がサングラスを着用する場合があります。

直射日光による眩しさや、紫外線から目を保護することで、安全な現場活動を行うためです。ご理解をお願いします。

119番通報を受ける

“見えない最前線”通信指令センター

住民の皆さんからの119番通報を24時間365日受け付けているのが、通信指令センターです。

通報内容を正確に聞き取り、最も近い消防隊や救急隊に出動を指令するとともに、救急車が到着するまでの応急手当を電話で案内することもあります。

通信指令センターは2交代制で、毎日3～4人の指令員が勤務しており、昼夜問わず、通報が受けられる体制を整えています。

今後、新庁舎への移転にあわせて、通信指令センターも最新の設備を備えた高機能消防指令センターに更新する予定です。

“見えない最前線”として、これからも市民の安全を守り続けます。



通信指令センターの指令員

スマホが原因？「間違い119番」が急増中！



スマートフォンの衝突検知機能などにより、本人が意図しない形での自動的な119番通報が全国で急増しています。

もし、意図せず119番に発信してしまったら、慌てて電話を切らずに「間違いです」とはっきりお伝えください。

無言のまま電話が切れると、消防では「意識を失って話せない」などの緊急事態と判断し、通報場所の確認や救急車の出動準備を始めます。

状況の確認のために折り返しの電話を行うことがあるため、電話があれば必ず出て状況をお伝えください。（基本的には代表電話から電話をかけます。）

限りある救急資源を、本当に必要としている方へ迅速に届けるため、皆さまのご協力をお願いします。

電子メールによる届出などを受付中です！

令和7年2月から火災予防関係の届出書や申請書などについて電子メールによる受付を行っていますが、**令和7年11月から一部の救急関係の申込書などについても受付を始めました。（例：救急教室や救命講習の申込書）**

利用できる届出書などの種類や利用方法、利用に際しての注意事項は右のQRコードからご覧いただけます。

※



備北地区消防組合消防本部

TEL:0824-63-1191(代表)

FAX:0824-63-3446

災害情報ダイヤル：0824-62-5119

YouTube
チャンネル登録
お願いします！



備北消防 公式YouTube
チャンネル

三次市危機管理監危機管理課

TEL:0824-62-6116 FAX:0824-62-2951

メールアドレス kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp

庄原市総務部危機管理課

TEL:0824-73-1206 FAX:0824-72-3322(代表)

メールアドレス kiki@city.shobara.lg.jp

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です